(エ)　北緯三八度四八分〇一秒
　　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒
　　東経一三八度〇五分三七秒
実施機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百六十五号

　海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
　令和八年六月二十四日
期間　防衛大臣　小泉進次郎
　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒
　　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒
　　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒
　　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒
　　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒
　　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒
　　東経一二九度四五分五二秒
実施機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百六十六号

　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。
　令和八年六月二十四日
期間　防衛大臣　小泉進次郎
　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間
(ア)　北緯三九度二七分一〇秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒
　　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒
　　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒
　　東経一三四度〇一分五〇秒
実施機
その他　一　射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百六十七号

　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。
　令和八年六月二十四日
期間　防衛大臣　小泉進次郎
　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間
(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒
　　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒
　　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度四六分〇四秒
実施機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百六十八号

　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。
　令和八年六月二十四日
期間　防衛大臣　小泉進次郎
　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度一三分四七秒
実施機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百六十九号

　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　令和八年六月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年七月二日、同月三日及び同月五日（予備、同月四日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦
その他　自衛艦九隻
　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
　三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇東北地方整備局告示第九十三号

　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
　令和八年六月二十四日
　東北地方整備局長　西村　拓
第１　起業者の名称　青森県
第２　事業の種類　県道前坂藤崎線改築工事（藤崎橋架替・青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字白子地内から同町大字藤崎字白子地内まで）及びこれに伴う一級河川改修工事
第３　起業地
１　収用の部分　青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字白子地内
２　使用の部分　青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字白子地内
第４　事業の認定をした理由
　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
１　法第20条第１号の要件への適合性
　「県道前坂藤崎線改築工事（藤崎橋架替）及びこれに伴う一級河川改修工事」（以下「本件事業」という。）は、青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字西岡本地内から同町大字藤崎字白